

多可町総合教育会議要旨録

令和6年度 第1回

1. 開催日 令和6年6月26日（水）午後3時30分～午後5時00分

2. 場 所 多可町役場 2階 大会議室

3. 出席者

町	長	吉田	一四
教	長	越川	昌信
委	員	安藤	和志
委	員	岩田	光代
委	員	木俣	美代子
委	員	名生	陽彦

4. 陪席者

企画秘書課長	市位	孝好
教育担当理事兼教育総務課長	金高	竜幸
学校教育課長	恋田	祐爾
少子化対策担当理事兼こども未来課長	藤本	圭介
まちづくり担当理事兼生涯学習課長	藤原	徹
企画秘書課副課長	新田	順子
こども未来課副課長	高橋	敏
教育総務課課長補佐	吉井	美和
教育総務課主査	野田	友美

日程第1

会議録署名委員について

日程第2 協議事項

開催テーマ 「こどもまんなか社会」の実現に向けて

(1) 国・県の状況について

(2) 多可町の状況について

(3) 意見交換

日程第3 その他

【開 会】

町長あいさつ

皆さんこんにちは。本日は、令和6年度第1回総合教育会議ということで、教育委員会の皆様におかれましては、通常の定例会に引き続き大変お疲れだと思いますが何卒お付き合いいただければと思います。よろしくお願いいたします。

そして、この総合教育会議を通じまして、教育と行政の意見調整、それから情報共有のために役立てていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

先日ですが、企業懇話会がありました。企業懇話会というのは、多可町内に本社のある社長さん方のつどいなのですが、多可町で10人以上の大きな雇用を持たれている会社の社長さん方の集まりである企業懇話会で、そこに通常総会というものがあり、参加させていただきました。その時の話ですが、どこの企業さんも非常に人材確保に困っておられる。人がないということに困っておられます。事業を拡大するにあたってはやっぱり人がいる。もちろん海外の方の力も借りていらっしゃる。海外からの人もたくさん入っているのですが、事業を拡大しようと思うとやっぱり町内の日本人といいますか、プロパーの職員が必要だということで探されています。それでどうされているのかと言いますと、西脇工業高校とか多可高校に、企業懇話会の社長さん方自らが学校にお出ましになって、企業説明会をされているとおっしゃっていました。それを企業懇話会の活動の軸にされている。それほどまでにして、町内の企業さんは人を探していらっしゃるというような状況なんです。そんな状況であるのに、少子高齢化とか人口減少を語る一般的な接頭語といいますか、頭には必ず「多可町には仕事がない。」ということを最初に言われます。だから人が減るんだということで、その次「町長どうするねん。」と話を振ってこられる。その時には本当に「多可町に仕事はあるんですよ。」と申し上げるのですが、やはりマッチングといいますか、思いが違うということだろうとは思っています。やはり自分の息子、娘が遠くに出て仕事をして帰ってこない、ということの1つのスタンスの中で「多可町に仕事がない。」とおっしゃっているんだろうと思います。その方々にも「仕事はあります。」と言いつけていきたいと思っております。そのぐらい事業所の皆さん方も困っていらっしゃいますし、多可町に来て仕事をして定住していただくことについては、この仕事を一生懸命、我々もお付き合いをしてやっていかないといけないと思っております。

本日の議題につきましては「こどもまんなか社会」の実現に向けてということでございます。

子ども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な業務として、令和6年6月にこども基本法が成立しましたが、この法律は全ての子どもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる子ども政策を総合的に推進することを目的としているところでございます。本日は、国や県の動向と多可町の状況について、皆さんと情報

を共有させていただきたいと思いますので、何卒よろしくお願いいたします。

日程第1 会議録署名委員について

安藤委員と木俣委員を指名

日程第2 協議事項

- (1) 国・県の状況について
- (2) 多可町の状況について

町 長：本日は「こどもまんなか社会」の実現に向けてをテーマとした協議を行います。

それでは、日程第2 協議事項 「国・県及び多可町の状況について」事務局より説明いたします。まず、企画秘書課から説明をお願いいたします。

事務局（企画秘書課副課長）：それでは、多可町の状況ということで、企画秘書課から、人口減少と少子化の現状と課題について、A3の資料に基づきまして説明をさせていただきます。今、多可町の人口減少ということについて説明を申し上げますが、この令和6年4月に人口戦略会議が公表した「自治体の人口特性」という区別が9分類ございます。この9分類に基づきますと、多可町はC-②で「自然減対策が必要」、そして「社会減対策が極めて必要」という、こういう分類に入っております。自然減対策というのは一言で言いますと、出生と死亡、この対策ということになります。そして、社会減対策が極めて必要。この社会減対策といいますのは、転入転出のことです。この転入転出の対策が極めて必要ですよという分類に入っている、ということでございます。これは今回、2024年の第2弾で、消滅可能性都市ということで、神戸新聞等で公表はされたのですが、遡ること10年前の2014年、そのときも多可町は消滅可能性都市に入っておりました。前回と比べまして、消滅可能性自治体に変わりはございませんが、若年女性人口の減少率が悪化しております。そして、その若年女性人口の減少率が10ポイント以上悪化しているということで、極めて社会減対策が必要ですよという分類に入っております。ということは今、多可町の現在地として「若年女性の人口減少が、人口減少少子化の最大の課題である」と認識しております。どれだけ減少しているのかということで、下のグラフを見ていただきたいと思います。これは転出対策が極めて必要という社会減対策のところを見ていただいているのですが、赤の四角で囲んでおります若年女性の部分、20歳から39歳までのところを見ていただきますと、まず20歳から29歳に99人の転入があり、一方で105人の転出があるという状況になっております。内訳を見ていただきますと、日本人と外国人ということで明記をさせていただいていますが、このことに対して必ずしも否定をしているわけではございませんが、これが実態です。つまり、99人の転入のうち日本人が48人、外国人が51人。転出の方、マイナス105人のうち日本人がマイナス96、外国人がマイナス9という実態であることを、まず大前提でご理解いただきたいと思います。このような状況の中で、残っている女性の有配偶率というのが下にあるのですが、多可町の状態は赤の点線折れ線グラフが多可町、青色の点線折れ線グラフが兵庫県、緑色が全国ということになり、先ほど極めて重要だという20歳か

ら39歳の部分を見ていただきますと、全国や兵庫県と比べて低いということが分かっていただけたと思います。つまり、残っている女性のこの世代の女性の有配偶率が低いということになっております。こういう状態ですので、子どもが生まれてこない。ですので、右上のグラフでは、平成30年には出生数86人、令和元年は79人、令和2年は70人、令和3年は78人、令和4年は72人というように、過去平均は77人ぐらいでずっと生まれていたんですね。でも、令和5年は一気に40人と、過去平均の約半分ぐらいになってしまった。これを令和5年ショックと呼んでいるのですが、かなり減ってしまっているという状況になっております。コロナの状況などありましたが、このような状況になっているということでご理解いただきたいと思います。出生数の40人の内訳ですが、中区が23人、加美区が11人、八千代区が6人という状況でございます。こういう状況ですので、昨年度、多可町ではこの対策をとにかくやっていかなければならないと、第3期多可町デジタル田園都市構想総合戦略というのを策定させていただきました。この戦略で特に重要視したことが2点ございます。まず「特に、20代の流出を抑制し若い世代が住み続けられるまちとして、あらゆる分野でデジタル技術の導入を検討し地域課題を解消していく」つまり、デジタル技術を使っていくことと、もう1つは高齢になっても地域の支え手として活躍できる施策を推進していこうということで、人口増減対策は合わせてやっていくのですが、残った人材をいかに人材として、地域の担い手として育てていくか、人材増対策にギアチェンジしていかなければならないということで、第3期の総合戦略を策定をさせていただいております。つまり、人口が減って現在よりも小さな規模でも、成長力、活力のあるまちにするために、デジタルの力を上手に活用していきましよう、そして残った人を人材育成していきましようというように、流れを作っていきたいと思っております。残った人材の中の子育て世代の方をどのように取り込んでいくかといいますと、今回、第3期の総合戦略では4つの柱を掲げております。総合戦略ⅠからⅣで掲げさせていただいているところの3番目、マーカーを引いていますが「結婚・出産・子育ての希望をかなえるまちへ」ということで、大きく柱を掲げさせていただいております。この目標基本戦略を達成させるために、2つ盛皿を用意させていただいております。1つは、切れ目のない結婚・出産・子育て施策の充実。もう1つは、ふるさとに誇りと愛着を持ち、夢や目標に向かってたくましく生きる教育の推進、ということで、2つの大きな盛皿を作りまして、それぞれ細かく事業がぶら下がっていくというような流れの中で戦略を立てさせていただきました。詳細につきましては、お手元にカラー版で総合戦略の概要版を配らせていただいております。内側の方を見ていただくと、これも概要ですので、具体的にどんなことを取り組んでいるのかということが読み取りにくいと思いますが、この3番目の総合戦略の下に、たくさん事業がぶら下がっております。多可町ではもう本当にあの手この手で子育て施策を実施し、人口流出抑制そして人材増対策ということを進めていきたいと思っております。多可町の現状につきましては以上でございます。

町 長：ありがとうございます。ご意見、ご質疑等につきましては、各担当からの説明の後にまとめてお伺いさせていただきたいと思います。それでは、こども未来課からの説明をお願いします。

事務局（こども未来課副課長）：こども未来課から資料を3つ準備させていただいております。

ます。1つは「こどもまんなか社会」の実現に向けて、2つ目「こども大綱」について、そして最後に「こどもまんなか実行計画2024」の3つの資料になります。それでは「こどもまんなか社会」の実現に向けて、資料で説明をさせていただきます。はじめに、というところで、国におきましても、これまでも様々な子どもに関する施策に取り組んできましたが、残念ながら少子化の進行、人口減少に歯止めがかかっていません。また児童虐待相談や不登校の件数も過去最多になるなど、子どもを取り巻く状況は深刻で、コロナ禍がそうした状況に拍車をかけています。このような状況を打開すべく、常に子どもの最善の利益を第1に考え、子どもに関する取り組みや施策を社会の真ん中に据えて、強力に進めていくためにこども基本法が制定されました。本日の説明の流れとしましては、1つ目にこども基本法について、2つ目が国の状況について、3つ目が県の状況について、4つ目が多可町の状況についてという流れでご説明をさせていただきます。

こども基本法は、令和5年4月1日に施行されました。社会全体としてこども施策に取り組むことができるように、こども施策に関して基本理念を定め、国の責務等を明らかにした上で、こども施策の基本となる事項を定めてこども施策を総合的に推進することを目的としております。第2条の定義では「こども」と「こども施策」について定義が示されております。特に「こども」については、年齢が18歳とか20歳とかいう年齢ではなく「心身の発達の過程にあるもの」と定義されておりました、それが例えば20、21歳になっても、心身の発達過程にあるものというのは、このこども基本法では「こども」という定義の中に入ります。続きまして、第3条は基本理念で6つの基本理念になっております。1から4につきましては「全てのこどもについて」ということが書いてあります。1つ目「全てのこどもについて、個人として、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。」、2つ目「全てのこどもについて適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法 の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。」、3つ目「全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。」で、意見を聞き、社会的活動にも参画する機会を確保しなさいよと書いてあります。4つ目「全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。」5つ目は「こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。」6つ目、これが先ほどの総合戦略のⅢにも関係すると思いますが「家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。」ということで、この6つが基本理念として謳われております。4条及び5条につきましては、国の責務、地方公共団体の責務で、6条及び7条では事業主の努力、また国民の努力について記載されております。第8条では、政府は毎年国会にこどもをめぐる状況及び政府が講じたこども施策の実施の状況に関する報告（こども白書）を提出するとともに、これを公表しなければならないことになっております。第9条は、こども施策に関する「こども大綱」のことでございますので、この後「こども大綱」について別でご説明させていただきたいと思い

ます。第10条では、都道府県は「こども大綱」を勘案して、都道府県におけるこども施策についての計画である「こども計画」を策定するように努めるものとする。市町村は「こども大綱」と都道府県の「こども計画（兵庫県のこども計画）」を勘案して、市町村の「こども計画」を定めるように努めなさいという、努力義務になっております。これについても後ほど説明させていただきます。そして第11条では、こどもの意見を聞いて、その意見を反映させるために必要な措置を講じること。第12条では、こども施策で行われる支援が切れ目なく行われるようにするため、総合的かつ一体的に行う体制の整備、その他の必要な措置を講じなさいということが書いてあります。13条及び14条は、本文は省略させていただいておりますが、国・都道府県・市町村について各関係機関との連携をしっかりと確保しなさいということ。第15条では、国はこの法律及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容について、広報活動等を通じて国民に周知を図り、その理解を得るように努めるものとするということ、住民の方にこの内容を周知するという意味からも、今年度「（仮称）こども条例」の制定を計画しております。第16条につきましては、財政上の措置ということを書いてあります。第17条から第20条につきましては「こども施策推進会議」の内容について記述されています。こども施策推進会議の会長は、内閣総理大臣があたるということになっておりまして、後から触れますが「こどもまんなか実行計画」というものもこの推進会議の中で決定をされたものでございます。

次が国の動きということで「こどもの大綱」について触れさせていただきます。「こども大綱」は、こども基本法第9条に定められております。内容としましては、こども政策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めたものです。構成については4つの章にわかれておりまして、第1が「はじめに」、第2が「こども施策に関する基本的な方針」、ここは勘違いしやすいのですが6つとありますが基本法の6つの基本理念とはまた内容が違います。基本的な方針として6つ挙げてあります。第3が「こども施策に関する重要事項、第4が「こども施策推進をするために必要な事項」が書いてありまして、この大綱も進めていく中で5年を目途に見直しをするということに進められております。後ほど説明させていただきます「こどもまんなか実行計画」は、この「こども大綱」のことで進めることを具体的にしたものということでご理解いただけたらと思います。この「こども大綱」が昨年の12月22日に閣議決定をされました。「こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン」が令和6年3月に策定されております。これは、こども基本法第11条の意見を反映させるために必要な措置の中で、対象を各府省庁や地方自治体職員向けのガイドラインとしております。目的は子どもや若者の意見を聞き、政策に反映することについて理解を深め実践していく際の留意点や工夫、事例を提供することで、子ども・若者の意見の聞き方、例えばアンケートであるとか、ワークショップであるとか、いろんな聞き方についてもこちらのガイドラインで示されていると思いますし、ファシリテーターという、こどもたちの意見を聞く、こどもたちが意見を述べやすいような環境を作るなどの専門職の育成についても書かれております。こどもの意見を聞いて全てが実行できるかということは現実的に無理なこともあるのですが、そのフィードバックは必ずしなさいよと書いてあります。こどもの意見が実行できたら、それはそれで1つの自分の意見が実行できたということで、こどもの喜びであって自己肯定感に繋がります。そうでないとしても「こういった意見がありました。」「こういうことについて検討して、こういうことに気づきました。」「こういうことはできて

いないんです。」という、とにかく回答を返していく。子どもたちの意見を聞いて、それについて検討することができ、子どもの意見があったことによって気づきがあったんだよ、ということ子どもたちに伝えるというフィードバックは必ずしなさい、ということがこのガイドラインには書いてあります。これが令和6年3月に策定をされております。

それから「こどもまんなか実行計画2024」は、こども施策推進会議において「こども大綱」に基づき具体的に取り組む施策を「こどもまんなか実行計画」として取りまとめたものでございます。この計画はこども家庭審議会において施策の実施状況や「こども大綱」を掲げた数値目標・指標等を検証評価し、その結果を踏まえ、毎年6月ごろを目処にこども施策推進会議において「こどもまんなか実行計画」を改定し、関係府省庁の予算概要要求等に反映することになっております。本日お配りしているのは概要書になるのですが、本編は163ページほどの冊子になります。こども家庭庁のホームページにもあるのですが、こどもに関する施策ということで、こども家庭庁、文科省、厚生労働省は当然ですが、施策について経済産業省や外務省、農林水産省、国土交通省、法務省など様々な省庁にわたる多岐の計画が記載されております。これが、令和6年5月31日に決定をされております。

続きまして県の動きです。「ひょうごこども子育て未来プラン」というもので、先ほどお話をさせていただきましたこども基本法の第10条の「こども大綱」を勘案して都道府県も「こども計画」を作りなさいよというような努力義務になっておりまして、兵庫県は既にその「こども計画」というものを持っております。これが令和2年から今年度末までの計画で、兵庫県に確認したところ、今ちょうど改定の準備中で、令和7年3月、本年度末に改定を予定しているということです。内容についてはまだ具体的なところは示されておられません。

続きまして、多可町の現在の状況です。1つ目が「こども子育て支援事業計画」ということで、こども基本法の第10条第2項に、多可町の「こども計画」も定めるようになっている中の「こども計画」の1つの項目になります。こども子育て支援事業計画を委員の皆様もお持ちかとは思いますが、第2期の支援事業計画となっております。これにつきましても、今年度末で終了しますので、第3期のものを現在作っているところです。「こども計画」には残り3つの項目、こどもの貧困対策計画、それからこども若者計画、次世代育成支援計画を根幹とする、これらを含めた4つの項目を「こども計画」にするということになっております。これ1つだけが「こども計画」としては認めていただけないということになります。次のページには「こども計画」の今後のスケジュールを案として示させていただいた表になります。令和7年から令和11年のこども子育て支援事業計画第3期を現在作成中で、この計画は中間年の見直しが必要となっております。このときに合わせて、残りの「こどもの貧困対策計画」から3つの計画を策定し、このこども子育て支援事業計画を5年間で終了するときに合わせて、令和12年度から令和16年度のものとして「こども計画」へ一本化を計ろうというのが、現在持っているスケジュールでございます。

次に「(仮称)多可町こども条例」ということで最初にも触れておりますが、15条のところ、この法律(こども基本法)及び児童の権利に関する条約について、やはり国民に周知を図るということです。条約制定の目的としては、この権利に関する条約の内容を条例化することにより、多可町民に広く周知を図り、理解を深めてもらおうと

いうことが条例制定の大きな目的でございます。子ども、若者への周知の方法として、条例の概略版でもう少し見やすいものを作成して配布するとともに、子どもや若者が使いやすいホームページやSNS等を利用して身近な条例として、浸透させていきたいと考えております。最後のページになりますが、同じく条例の続きですが、この条例に対して子どもの意見の聴取ということも、実は昨年度の子こども・子育て会議でも、委員の皆様といろいろと議論してきております。ただ、この準用すべき法律、条約で、先ほど申しました法律、条約があるために、意見をあまり条項に反映させるというのは、具体的にはなかなか難しいのかな、また条例への意見というのはなかなか子どもたちには難しいのではないかなというような話が出ております。現在考えております状況ですが今そんなふうに自分たちの意見が聞いてもらえるような機会がありますか。」「社会的活動に参加するような機会がありますか。」というところを聞いた上で、条例制定後の3年から5年後に、再度同じ内容のアンケートを実施することにより、条例ができたことによって子どもたちの環境変化がどのように現れたかということを検証し、この施策の改善を図っていきたいという形で考えております。これが、令和7年3月の制定予定でございます。簡単になりましたが、こども未来課からの説明は以上でございます。

(2)意見交換

町 長：ありがとうございます。それでは、委員の意見交換に入ります。ここまでの事務局の説明の中で何かご意見、ご質疑はございますでしょうか。

委 員：多可町の現状ということで説明していただき、ありがとうございます。議論を始める前に資料に目を通してきました。薄々はわかっているのですが、こういった具体的な形で表にしてみると、実際に女性の流出が多い。それも若い方の流出が多いということを経数的に見せてもらったのですが、一番問題になっているのは根っこの部分の問題ですね。その辺も考えていかなければというところが大きな問題ですので、すぐには答えが出るはずではない。が、考えてばかりではいられない状態かと思えます。それで私も、この問題についてどの角度から話を理解するといったのかなと思ったのです。少子化対策なのか、これは支援の方で考えていったらいいのか、根っこの部分は似通っている部分なんです、これによって話し合いも変わってくると思うので。少子化対策で話を進めるのか、こども支援で話を進めるのか、それが見えるほうが話がしやすいのかなと思いました。以上です。

町 長：支援という意味では「子育てするならダントツ多可町」という形で支援の施策は展開をしているわけですが、今回の人口統計の発表の中で、我々も2回続けて消滅可能自治体になりました。もちろん、多可町が消滅するわけではありませんので、注意喚起をされているんだろうなと思っています。部分的な傾向ですので、近隣の自治体同士で人口を取り合うような形をこれ以上進めていくのはどうかというのは、我々自治体の長としては実際に思っておりまして、こういう発表をどう受け取るべきかというのは、非常に危惧しています。住民の方々にとって、取り合いをするということが本当にいいのかという思いはあり、今回企画秘書課からありましたように、行政として、人口が減っていく中で少ない人材でやっていく人材育成にシフトをしなければならないのではない

ですかという、問いかけになってきております。本当に困った事態なんです。子どもが生まれるということに関しては、なかなか皆さん結婚をされない、この数字はそういうことなんです。結婚されいてる方には子どもがいらっしゃる方もあり大丈夫です。結婚していただければ、という、多可町内ではその部分が大事なところなんです。政策としては非常に不釣り合いなところがございます。ご意見ありがとうございます。

委員：少子化という問題があるのは、多可町だけでなく日本全体の問題なので、解決は簡単ではないんだろうなとは思っています。その中で「子育てするならダントツ多可町」を打ち出されているのは素晴らしいと思っています。例えば自分の子どもだったり、自分の姪っ子だったり結婚とか出産とかという話が出てくるかという、適齢期ではあるんですが全くそんな気配はないです。仮にお付き合いをしているような人がいたとしても、そういう話題になったら「結婚なんか無理無理、そんなお金ないもん。」っていうのが常套句になっていると思いますし、今そういう子は多いのではないかと思います。そういう子ばかりとは限らないですが、昔に比べて今は、こどもたちが、将来いつか結婚して自分の家庭を作るという想像力よりも、自分の好きなことにお金を使いたいという子が増えているのも問題なのではないかと思います。そういう子たちにしてみたら、せっかく多可町でいろいろな政策を出されていても、あまり興味や関心がなくて、そういうことを知ろうともしないというのが、一番難しいところなのかなと思っています。そのうち結婚したいという子が1人でも増えていくことが大切だと思いますし、そう思えるように周りの環境が変わっていくことが必要なのではないかなと思うのですが、ではどうするかというところと分からないというのが現状です。その中で、先ほど説明がありました令和5年ショックなのですが、出生数が40人というショッキングな数字について、ちょっと質問です。この子どもさんというのは、新しく夫婦になられた方の1人目という割合が多いのか、2人目3人目のお子さんで、ちょっと次は望めないなという感じの割合が多いのか、分かっていれば教えていただきたいなと思います。

事務局（企画秘書課副課長）：そこまでの細かい数字を私は手元に持っていないのですが、委員がおっしゃられるように、これが何人目のお子様なのかということもきちんと把握した上で、次の手というのを見ていかなければならないなと思っております。

委員：出来れば増えていってもらえたらいいなと思っています。

町長：令和6年についても期待できるような、逆転になりそうなものではないそうなんです。母子手帳の状況からいくと、やっぱり減っているということです。次、委員さんどうぞ。

委員：私もこの資料をいただいて、子どもたちが減っているというのは常に頭の中にはあったのですが、こうして数字として見ると、適齢女性の数が少ないという、これはもうまさしく怖い状況かなと思っていますが、さてそれをどのようにすれば数字を上げてくれるのか、そこが一番の問題でしょうし、どうにもできない問題かなと思います。本当に現状は厳しいなというのが私の率直な意見です。そして今日「こどもまんなか社会」の実現に向けて、という資料を見せていただいたり、いろいろな説明を聞かせていただ

いたりした中で、若い女性が結婚して子どもを持つという状況でないというのを、少し前ですがテレビで見えておりましたら、大学生は、大学の費用を返済しなくてはならないからとんでもない、結婚なんかとんでもないことだというのが現状らしいです。そういう大学生、そういう若い人たちがいるということは、本当に大学生そのあたりに、心の余裕が生まれて結婚しようかな、そして子どもを持とうかな、家庭を作ろうかなという、そういう気持ちになれるような社会になれば、それはもう最高だと思うのです。すぐに解決は難しいなと思います。それから初めのところで思ったことは、少子化の進行を遅らせることであったり、いろいろとあるのですが「こどもの最善の利益を第一に考える」という、このあたりもちょっと難しいかなと思ったり。「こどもまんなか社会」ということにつきましても、こどもを真ん中に持って行ったところ、どういうふうにして子どもたちの意見を聞き、SNSであったりLINEであったり、今の時代ですのでいろいろな方法で聞けるかと思うのですが、それを、国、県、多可町に下ろしてきた場合、多可町として子どもたちの意見を聞いて、そしてそれを施策の中に入れていくという、そういう作業といいますか、そんなことも難しいかなという、いろんなことについて考えが止まってしまうといいますか、そこで止められてしまいそうな気がしております。私は昔の人間ですので、このこども基本法の事業主の努力、というところに関して、昔は仕事第1の時代でしたので、休んだら駄目ではなくて休めない時代で仕事をしてまいりましたので、こども3人いますが、小学校の入学式なんか行ったことがない、そういう時代におりましたので、運動会であったり何か月健診とかもすべて行ったことがなく、子育てしてないんですね。そういう時代にいましたので、事業主が、上司が、このようにしていろいろな整備をしてくださるというのは、とても働く者にとっては大事ですし、実際子育てをされている方がそういう事業主のあたたかい気持ちの中で仕事をされていたら、また若い方もそれを見て、私も結婚してして子どもを作ろうかな、あんな事業主のところだったら仕事ができやすいなという、希望を持ってくれることがあったら嬉しいなと思ったりします。大変だな、難しい問題だなと思います。

町 長：ありがとうございます。おっしゃるとおり、ずっといてもらうためには、それなりの福利厚生がないとだめだと決められているんですが、やはり大手の企業さんのように収益が確実に上がっているというわけじゃない、ということをおっしゃってありました。それと結婚できない理由に、長期の奨学金の返済があって、それがあからという話でしたが、まさしく多可町は奨学金の返済を助けるメニューを3年前からやっているのです。個人、就職したその人にそのお金を返すメニューを今やってるんですが、そのときに調査をしましたが、私たちの時代だったら奨学金をもらっているのは賢い子だけだというイメージがあったんですが、今はもう、たくさん、ほとんどのお子さんが奨学金を使われているという、そんな情報もあります。ですから、おっしゃっているように、まず奨学金を返さないと結婚できないんだというのは、大勢のお子さん方に当てはまっている。そういう意味で奨学金の返済、兵庫県もメニューを設けてやっています。兵庫県の場合はそれを企業が返済を助けた場合、企業に補助金を出すというやり方をしていますので、企業は雇用面接とか、雇用案内の就職説明のときに、うちは兵庫県のメニューを持っていますから奨学金を助けられますよというふうにPRして、就職してもらえるようにということで、兵庫県は企業を支援するPRのための奨学金補助制度を出しています。我々は多可町に定住していただくためにしており、定住さえしてもらったら、定

住していただいた方に奨学金の助成を行っています。それがすごく評判が良いようでして、兵庫県がすごく大きなメニューまで広げてきておりますが、それはまさしく、それだけ奨学金の返済に困ってるいる学生が本当に多いんだなという、最近の調査でもそのような状況です。だからそれも事業主であり、県であり我々であり、考えていかなければならないことですので、十分そのことについても対策をとっていきたいと思っております。次、委員さんどうぞ。

委員：まず、企画秘書課の資料に基づいて、ちょっと細かな質問をさせてもらえたらなと思っています。本当に、新聞紙上で人口戦略会議が発表したことに、少し衝撃を受けました。その中で、やはり若年女性の人口がというところがあって、その詳しい資料が今ここで見させていただいたのですが、その中で、多分この人口動態が今から10年、20年先の多可町のいろんな計画の中でベースになることかなと思いますので、それを理解する上でも、少し質問をさせてもらえたらなと思います。まず1点目ですが、社会減、いわゆる転入転出の一番の問題にされているのは、単純に20歳から29歳のところを見たら、99人の転入に対して105人の転出。差し引きはマイナスになるんですが、人口戦略会議が問題にしたのは、日本人の転入転出を問題にしたということですよね。そうすると、ちょっとこの表はピントがぼけてくるのかなと思います。外国人の方が51人転入されて、転出が9人という形で労働力でこちらへ来られたのか、ご主人の配偶者として入ってこられたのか、その辺のまた別の意味での労働施策の中での人口動態があるのかなと思いながら、そうしたときにその差が、根っこのところかなと思います。今度10年単位で区切ってありますので、どの辺の年代層がどんな結果で転出されているのかというのが見えにくかったので質問させていただきます。多分、多可町から出て行かれる若年層は、高卒の後が大きいのかなという、ひとつの自分なりの仮説があるんですね。そうしたときに高卒で出て行かれる人の年齢区分は19歳に入るのか20歳に入るのか、どちらで区分されてるのかなと。1歳刻みで区分したときに、48人のうち、何人が20歳の人なのかな、あるいは大卒の22歳か23歳で出て行ったのか、多分住民登録の増減ではないかなと思うんです。そうしたときに、大学時代は家の方に住民票を置かれていて、就職した段階で住民票を動かされる場合もあるだろうなと思うんですね。それはそれで、個別の事情かなと思うのですが、いわゆるその1歳刻みのところで、22歳23歳までに転出される方が多いのか、それとも25歳26歳、あるいは30歳手前になって出て行かれる方が多いのか、もしかすると30歳手前の方は結婚等で出て行かれる方もいらっしゃるかなと思ったりして、10歳刻みの表のところは見させてもらいました。そこら辺のところをきっちり分析をされないと、今後策定される、こども子育て計画やいろいろな計画のところのポイントが少しずれてきそうな気はします。それと、ここは女性の動態の比較表が出ているのですが、多可町の場合は、男子はどうなのかなと思ったんですね。多分高等教育を受ける段階においては、いわゆる高卒というところがひとつのネックかなと。その辺の部分、出て行ったまま帰ってこないだろうなと思います。それをいつ住民票を動かすのかという事もあります。私は18、9歳で動かしましたが、その辺のところの住民票の動き等と実際の動きはちょっと細かく見ていかないと、実際にいない人に対しての施策を考えてしまうような気がしてなりませんし、この傾向が女子と同じ傾向なのかどうか、そうしたら男女とも同じような形で、人口の流入対策をしないといけないですし、男子と女子との差があるのであれば、またそこはそこで個別の計画とし

て、それが多可町独自のものなのか、その辺の分析はされているのかされていないのか。ちょっと単純にこの表を見せてもらって感じたことで、そこら辺まで突っ込んだ分析がされているのかどうか、最終的にはそのところをお答えいただけたらと思っの質問です。

事務局（企画秘書課副課長）まず、最後の質問の方からお答えさせていただきます。男性の方の分析もしているのかという質問ですが、しております。女性と同じように分析しておりまして、女性と男性で何が違うのかということですが、傾向としてはこの世代の移動の部分は同じでございます。今回は人口戦略会議のところに焦点を当てておりますので、女性の方でということを出させていただいておりますが、男性も同じく日本人、外国人の区別も同じくらいということでございます。ただし、社会増の方の統計ですね、20歳から29歳の場合の社会増、転出と転入を合わせまして、マイナス6っていうのが女性だったんですが、男性の場合はマイナス42ということになっております。そしてもう1つ初めの質問なんです、1歳ごとの分析が必要ではないかということですが、それを一つずつ毎年やっていくというのは難しいです。別の分析の中で、移住定住という分析を毎年させていただいております。多可町の現状で言いますと、これは人口の住民基本台帳の関係で見えておりますので実態は5年ごとの国勢調査がベースにはなってくるのですが、住民基本台帳の数字から言いますと、21歳から23歳、ここが一番出ていきます。ですので私達としましては、一旦大学へ行ったら就職等で出られましたら、なかなか帰ってこない。この人たちがどこに出られて、どうしたら帰ってきていただけるのか、そういうのもきちんと分析をさせていただいています。大阪圏、神戸圏、今年度は大阪の方も多かったな、また神戸になってきたなど。そして入ってくる方もやはり、コロナのときは大阪の方から結構相談も多かったし、実際に動いてこられた方も多かったなど、そういう分析もさせていただいております。以上でございます。

町 長：ありがとうございます。数字というのは、見えてくるものがありますので、しっかりと分析をしていきたいと思っます。

教育長：私からも質問をさせていただきます。最初の企画秘書課の説明の中で、一番最初にその人口戦略会議が公表した自治体の分類で、今回多可町はCの2になったということですが、前回Cの2ぐらいで、今回10年経って、それが改善されて、Cからその改善傾向にある、そういう多可町と同規模程度の自治体は把握されていますか。

事務局（企画秘書課副課長）：もちろん把握しております。今手持ちで持ってきておりませんが、把握しておりまして、前は消滅可能指定都市だったのですが今回は回復しましたとか、前は消滅可能都市ではなかったのですが、消滅可能都市になった、そういうところなどは全部把握はさせていただいておりますし、多可町がどういった状況で悪化しているのかということも把握しております。これを言いますと、もっと暗い状況になってしまうと思っ申し上げませんでした、もう一つ皆さんと共有をしていただきたいということで、数値といいますかご報告をさせていただきますと、社会減対策が極めて必要ということで、移動を基にした減少率というのは、多可町の方では2050年には減少率が70.8%になるということなんです。これは兵庫県下の中でワースト2です。

2020年の若年人口、女性が1307人いたんですが、先ほどの2050年の移動人口で若年層の女性の減少率が70.8%なので、2050年には382人しか残ってないという、そういう状況なんです。

教育長：私が聞いたかったのは、暗いほうじゃなくてですね、好転した自治体でどんな施策がとられていますかということで、それはご覧になっていますか。

事務局（企画秘書課副課長）好転した施策というのは具体的にヒアリング等で聞かせていただきたいと思いますのですが、例えば社会減対策などで、移住定住にもものすごく力を入れられた、かなりのお金を入れられて施策をされた実栗市でしたら、前回、消滅可能都市だったのですが、改善されているのかなと把握はさせていただいております。

教育長：はい、ありがとうございます。続いて、こども未来課の方ですが、最初に説明していただいた「こどもまんなか社会」の実現に向けてというところで「こども計画」をこれから作ろうとしている。他市町の動向なのですが、多可町は令和12年度から作ってはどうかということでここに工程表が書いてあるのですが、他市町の動向はどうなっていますか。

事務局（こども未来課副課長）全県を把握しておるわけではないですが、近隣で言いますと西脇市が今年度、こども子育て支援事業計画の見直しに合わせて「こども計画」を策定するというので、この令和7年3月に策定計画を立てておられます。県内で国の方に今年「こども計画」を立てる予定です、と言われていたのが、確か3自治体ぐらいだったと思います。どこの自治体もすぐに出来なかった理由としては「こども大綱」と、県の「こども計画」を勘案し、というところで、県の「こども計画」がまだ表に出ていないので「こども計画」を勘案する方法がないというところがあり、様子を見ていてということをお聞きしております。ただ近隣の自治体で、6月の議会で議会議員さんの方から、うちの自治体は「こども計画」はどうするんだという質問があり、来年度もしくは再来年度に「こども計画」を策定しようとしている自治体もあります。また、ギリギリ今年度も滑り込みで策定しようか検討をしているということも、近隣の自治体で1自治体聞いております。たまたまですが、今日、兵庫県の方から県の「こども計画」が策定できてないので、各自治体にご迷惑をお掛けしておりますというような連絡メールがありまして、県は6月のこども子育て会議でようやく1回目の協議をするというような状況です。ずっと部会を開いて3月の第3回の会議で決定されますので、これを自治体が勘案するということになると非常に難しい。この部分については、こども家庭庁も間に合わないから「こども大綱」だけでどうかということをおっしゃっているのですが、作ってあるなら計画も勘案しなさいということで、法令上、都道府県が「こども計画」を作っているならばそれを勘案しなさいと書いてあります。こども家庭庁の指導の流れでは、県の計画も勘案するよにということで、本当にどこも様子見、今の段階でそのぐらいの状況でございます。

教育長：ありがとうございます。最後に「こどもまんなか実行計画2024（概要）」対応の3ページ目に、こども施策を推進するために必要な事項ということが書いてありまして、

まず1の中に「こども若者★いけんプラス」の着実な実施とあります。これはどういうものなのかというのがもうひとつ理解できないので教えていただきたいのと、それから右のところでEBPM、こども施策の共通の基盤となる取組、これを簡単にわかりやすくお願いします。

事務局（こども未来課副課長）：まず「こども若者★いけんプラス」ですが、先ほど子どもの意見を聴取するという中で、国は「こども若者★いけんプラス」というグループを作っております。子どもたちが簡単に2次元コードから読み取って、そこに自分の名前を登録します。先ほど出てました、いろんなところについて子どもたちの意見を聞きたいというとき「こども若者★いけんプラス」で、例えば、SNSを利用して皆に意見を聞いて、子どもたちの意見を聴取するとか、この中で「今度ワークショップしたいんですが寄ってもらえませんか」というようなことを呼びかけて集まってもらうような、全国の子どもの意見を一斉に聞くというのはなかなか難しいので、国が意見を聞くということに「こども若者★いけんプラス」が活用されています。今後例えば、町でできないときにここに聞くというようなことができないかなと思いつつ、先ほど委員さんもおっしゃいましたように、後でいろいろ施策について子どもたちの意見を聞こうとしたら、時間がかかりますので、多可町版のそういったものも今後検討が必要ではないかと思っています。小学校・中学校はタブレットを持っているので、そういったところで可能ですが、持っていないと本当に年齢に応じてということで0歳は無理なのですが、こども家庭庁では1歳、2歳、3歳、4歳で自分の意思表示ができる子であれば、その子たちにも聞ける方法で意見を聞きなさいとか、また、中学校を卒業された高校生、子どもの対象がもっと広がりますのでその辺の子どもたちに聞く方法、もっと言えば、自分たちの意見が言いにくい子どももいます。学校に行けていない子どももいます。そういった子どもの意見もやはり十分聞いてあげないといけないということで、こども家庭庁からは常々、そのガイドラインを含めて説明会でも指導されておりまして、そういった子どもたちの意見を聞いていくっていう方法も本当に難しいのですが、その子たちの意見はやはり重要であると思いますので、そういったことも検討が必要であると思います。「こども若者★いけんプラス」というのは固有名詞でございます。

それから、EBPMということで、聞き慣れない言葉ですが、エビデンス・ベースト・ポリシー・メイキングの略でございます。エビデンスは合理的根拠ということで、ここで言うのは経験や勘に頼る方法ではなくて、因果関係の客観的データ、例えば統計であるとか指標をとって、適切に分析して判断する方法に基づいて、より実効性の高い施策を立案するために、このEBPMを浸透させなさいということです。ですからこれも、数値的なものを集めていくという形での立案をと「こども大綱」にも書いてあります。以上でございます。

町 長：大変な時代になりますね、という気がします。今もう既に「こどもまんなか社会」についてご意見を伺っております。両方合わせまして、企画秘書課の人口減の問題と、それから今、こども未来課が提案しました「こどもまんなか社会」の実現に向けてと両方の話題を広げて聞かせていただいたと思いますが、人口減の部分を中心にお話いただきましたので、この部分も含めまして、ご意見をお願いします。

委員：まず子どものことですが、子どもたちは今までまんなかじゃなかったんですか。私は多可町で大事に大事にされていたと思いますし、こちらもしっかり子どもと接する時は、先々のことを考えて、大事に大事に対応してきたと思うのですが、それ以上に、今度は子どもたちの意見を直接聞くという、これも非常に大事なことだと思うので、今以上に大事にするという方向はいいことだと思います。私は村の仕事をさせてもらっていて、その村の中の雰囲気を自分なりに感じたら、やっぱり小さなグループがありますね。そしてどうしても、グループの中に入れない方も男女問わずおられますね。そういう村の中の雰囲気、これがやっぱり居づらいな、生活しづらいなという感じを私も受けますし、そういったことを感じておられる方の声も、お祭りのときに聞かせてもらいました。コロナでお祭りをずっと休んでいたのですが、今回はコロナが終わったのでやろうといういことで、まとまってフリーという形で、いろんなしがらみなしでやってみようという方向で、村の役員と相談して取り組みました。村のものだけが参加してくれるのかなと思っていたのですが、とんでもない。村から出た方が帰ってきてお祭りをみんな楽しんでくれたんです。そういう気持ちがある限り、男性だろうが女性だろうが、多可町へ帰ってみようかなという気持ちはあると思いますが、村の中の雰囲気が、小さなグループを作ったり、居にくい雰囲気があったりすると帰りにくい、また村づきあいがしにくいということを感じました。特に女性の方からも聞くことが結構あったんですが「あなた、どこどこさんのお嫁さんやろう。」とか「どこどこさんの娘さんやろう。」と、そういった形で言われるのは非常につらいと。きちんと名前で〇〇さんと呼んでほしい。それを家族の名前で、どこどこのお嫁さんやろうとかいう、そういった形で、呼ぶことが田舎の場合は多いです。それでちょっとこんな地域なんだなということをぼろっと話されました。それとやっぱり、グループからはじく、見過ごすという、そういう雰囲気はないとは言えないです。やっぱり弱い立場の子ほど大事にするというと、人権問題にはなるんですが、そういった角度で今いるものが発想を変えていかないと、村が面白くないし、村に行っても子どもたちのことも心配になるしということがあるので、それもちょっとプラスしながら進めていただくことも大事かなと思います。村の雰囲気を明るく良い方向に向けていくということが大事かなと思います。それから「子育てするならダントツ多可町」ということについても、ちょっと質問があったんですが「ダントツってどこまで多可町がダントツなんだ、ちょっと聞いてきて」と。「そんなことはできませんよ。」と返答したんですが、前々から「子育てするならダントツ多可町」という方向で思えるのならいいと思うのですが、ちょっと返答に困ったんです。そうしたら、ある人が「子育てするなら、緑豊かな多可町で」に変えたらどうかと。それはひとつの方法かもしれへんなという話をしていたんです。「ダントツというのは競争やろう、一番じゃないとだめなのか。」と。言葉が浸透しているので、町長、ちょっと申し訳ない話ですみません。

町長：はい、ありがとうございます。それはいつも言われます。どうかなと言われます。ただ、それなりに施策的には充実していると思います。ダントツというのは、極端な表現というのは、既に子育て施策を受けられている多可町内のお母さん方にとっては当たり前のことです。町内の方に響くように言わないと、そして町外の方に聞こえるようにコマーシャルとして、ダントツという言葉を使わせてもらったんです。見てもらったら分かるように、多可町の子育て施策は優れていると思います。そこまで言ってもら

えるんだったら行ってみようかと言ってもらえるように、わざわざダントツと言ってます。実際にどうかということはなしに、PRをつけたということと、ダントツを目指しているということで、ご理解いただければと思います。

委員：こども基本法の基本理念を読ませてもらって、家庭内で子どもがどうというふう
に育ててもらっているか、存在してるのか、関わっているのかというのも大きな要因
になるのかなと思いました。子どもが自分の意見を遠慮なく言えるかどうかというのは、
やっぱり育ってきた環境にも左右されるのではないかと思いますし、すぐ近くの人を目
を気にせずに意見を表明したい、そのためにはそういう手段というのも大切な要素にな
るかなと思いました。今回ちょっと知り合いのお母さんに、何か意見がないか聞いたと
ころ、学校でも多可町の取り組みを紹介したり、問題点を話し合っ解決方法を考えたり
する授業があればいいと言われていました。将来小学校の合併とかいろんな事情で
新しいものが建てられる時には、子どもたちにその説明をしたり、案を出させたりして
ほしいと言われていました。子ども自身の声を聞くことが必要だっていう考えを持った
お母さんも増えているんだなと思いました。

町長：確かに今の子どもたちの意見をしっかり聞いていかなければならない、その手法
をしっかり考えさせていただかなければならないと思っています。反映できるかできな
いかというのは、聞いた内容に対してこういう結果になったという説明、お答えするこ
とが大事だなと思っています。

委員：国、県、そして最終的に町に下りてくる内容ですね。全ての子どもに平等に教育
を受ける機会が与えられているということなんですが、それは大人側から与えているん
だということであって、全員の子どもたちが、ひとまとめにして教育を受けているのだ
けれど、それは、一人ひとりにしてみれば、そうじゃないかもしれない。「一人ひとり
を大切にしましょう」というところから、やはり多可町の子どもたちは平等に教育を受
ける機会があります。「平等にしましょう」ではなくて、やはり人生を支えていくんだ
から、長い目で見て、一人ひとりを大切にというあたりも、ちょっとこの中に入っても
いいのかなと思ったりします。本当に、子どもたちが個人として尊重されるように、い
ろんな言葉が出てくるんですが、最終的にはこんな小さな町を支えていってくれる、次
の時代を支えてくれる子どもたち一人ひとりが大切なんだよという、一人を大切に多可
町が見守っていくということも、重要なこの政策の中に入ったらいいのかなと思います。
先日も子育ての運営委員会に行かせていただいた時に、中学生のボランティアが大きな
力を示してくれているというのを聞かせていただいて、昨年度に比べたらものすごく人
数が増えているという話を聞かせてもらいました。その中で、中学生のボランティアと
いうのは、将来もちろん多可町を担ってくれる子どもたちですし、女の子も男の子も頑
張ってボランティアしてくれています。その中で図書館まつりなどいろいろな場に行っ
て力を発揮してくれているんですが「多可町のお母さんって子どもたちと一緒に遊んで
るんだな」「僕も遊んで楽しかったな」という、そういう一コマのことでいいから中学
生の子が感じてくれて、そして高校に行き、大学に行き、そして多可町へ帰ってきてく
れたらいいなということを書かせてもらったんです。本当に子どもを真ん中に置くって
いうことは、小学生も中学生もみんな大事に大事に、一人ひとりを大事にするっていう

のを中心に持っていけたらと思います。

町 長：はい、そのとおりだと思います。子どもが真ん中っていう施策を今後考えていくわけですが、反映していければと思います。

委 員：すいません、ちょっともう一度確認になるかもしれないんですが、いわゆるこども基本法というのは、新しく子どもと定義される人々に、原理とか義務とかも付与する法律ではないということですよね。その中で、いわゆるこども施策ということ、分けて実施していく、国のレベル、都道府県のレベル、市町村のレベルをそれぞれでやっていきます。その責務がありますよということを明確にうたった中で、視点を6点ほど上げてきたという法律ですよね。基本理念の法律かなと思いますが、そういう中で「多可町こども条例」をどんな位置づけにされるのか。多分22ページで原理、趣旨とか内容を羅列しただけでは、二番煎じと言うんですか、いろんなところで独自性が出てこない。多分「多可町こども条例」というのは、今後も10年、20年先を狙っての施策の大きな柱になっていくのかなという思いで今日もお話を聞かせていただいたのですが、この独自性をどういう形で出していくのか。23ページの子どもの意見聴取というところで、準用すべき法律があり、この限界が非常に大きいのかなと思います。ただ羅列していただくだけでは、そこらにある条例になりますけれど、やはり10年、20年先を見据えた中でこれを作って打ってすれば、多分どんなイメージで作られるのかなというのが今の私の思いで、これは相当な作業をやらないと、それを3月までにできますかと、心配をしながら意見を投げさせてもらいます。

事務局（こども未来課副課長）：ありがとうございます。委員さんのおっしゃるとおりこども基本法についてはもう本当にそのとおりでございまして「こども条例」についても今おっしゃったところが一番悩みどころでございます。実は「こども条例」につきましては、教育長の方からも指示がありまして、昨年度から実際には子ども・子育て会議でもお話をしながら素案的なものを作っております。どうしても先ほども言われましたように、6つの基本理念というものがどうしても大きくありますので、この部分については取りこぼしのないような形、またこどもの権利条約についても書いてあるような経緯については、加えていきたいなと思っております。ただ、大きな都市と多可町と同じ条例を作ってもなかなか現実味がないので、その辺に關しましてはやはり多可町のスケールや多可町の現状に合った形のものというのは何か所か入れていきたいなと思っておりますが、全てそういうことになるかという難しい問題もあるかと思っております。ただ、今言われましたご意見は本当に貴重なご意見でございまして、その辺も含めて十分配慮していきたいと思っております。当然条例になりますので、教育委員会の方にもお諮りをさせていただき内容になりますし、子ども・子育て会議でも諮ってまいりますので、これからはご意見いただけたらと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

教育長：今日は「こどもまんなか社会」の実現に向けて、というテーマで、皆さんからお話を聞いてきたのですが、やっぱり子どもが真ん中で子どもが大切にされるまちというのは、当然、少子化対策に繋がっていくと思います。子どもをいずれ産んで育てたいと思われている若い夫婦にとって、やはり子どもが真ん中で子どもが大切にされて十分持

っている能力を伸ばしていただける、いい環境で子どもが育つ町というのを望んでおられると思うので、そうなってくると、先ほどから問題になっていた社会減、それが緩和されて社会増に繋がっていくという希望が持てるのではないかと思います。法律でいうと、こども基本法が真ん中にあると思うのですが、私はその中で3の情報がすごく大事ななと思いました。意見を表明する機会をととても大事にされている。今まで子どもの声をあまり聞かずに大人が勝手にいろんなことを、これがいいんじゃないかということで進めてきたいろいろな政策、それをやはり当事者である子どもの声を聞きながら全ていろんなことを進めていったらいいのではないかというこの視点は、すごく大事な視点ではないかと思います。それから委員さんも中学生ボランティアのことをお話されてましたが、多様な社会的活動に参加する機会が確保されているということ、これもやはりこどもも社会を形成する一員であるから、小さいときからその発達段階に応じて社会との繋がりをずっと持たせながら、ボランティア活動も十分に地域の方とともにいながら、自分はみんなに支えられている、自分も人の役に立つ、この地域が好きだ、私が好きだということで次への意欲が生まれてくる。そういう好循環になっていくのではないかと思います。多可町であれば、お年寄りに優しいまちということで「敬老の日発祥のまち」です。ので、やっぱり子どもとお年寄りを繋ぐその仕組みみたいなものをより鮮明に打ち出して施策をしてもいいのかなと思っています。それから子育てふれあいセンターで、この間子育てフェスティバルをしたときに、若いご家族連れにボランティアの中学生が関わっていました。それで理想の家族「私もああいうふうになりたいな」という子もいたと思うので、子どもと子育て中のご家族とを繋ぐ、そんな仕掛けも意識してどんどんやっていかないといけないかなと思った次第です。こどもをまんやかに据えることによって、全ての人にとって社会的価値が創造され幸福感が高まるとサブテーマをつけられていますが、こどもをまんやかにして、子どもが地域の方や社会や豊かな自然と繋がっていく、それでみんなが幸せになっていく、それで人が増えていく。そんなまちになるように頑張っていくといけないなということを今日のお話で感じさせていただきました。ありがとうございました。

事務局（まちづくり担当理事兼生涯学習課長）：統計的な話で、少しだけ明るいお話をさせていただきます。2014年から2024年の10年間で、0歳から4歳の子どもが10年経つと10歳から14歳になります。ここの人口は増えてるっていう経過がございまして、教育長がおっしゃったようなことで、子どもを中心に据えて、将来そういうことに備えるということを教育としてやっていくことは、非常に効果的な施策だなということです。

町 長：そういう指標もあるということでご理解いただければと思います。よろしいでしょうか。この「こども真ん中社会」のことについて多可町の組織、こども家庭庁の仕事というのは教育委員会の仕事になりますので、課の再編を4月に向けて考えています。

事務局（少子化対策担当理事兼こども未来課長）：こども家庭センターを各市町に設置しなさいという努力義務がありまして、その部分について、令和5年度からこども未来課長をしておりますが、そのことがありますので、こども家庭センターでどのような形で事業を展開していくかということも、今検討をしております。それに合わせましてこども未来課自体の事務分掌とかそれに付随するところも変わっていったりします。こ

ども家庭センターのことにつきましても、教育委員さんにお知らせをしながらこういう形で進めますというところを理解してもらう機会は絶対に設けないといけないので、また案内をさせていただきたいと思います。

町 長：生涯学習課ということについても変わりますし、学校教育課の方にも変更がありますし、健康課にも関わる全体のいろいろな関わりについてまたご説明差し上げる場を設けますので、よろしくお願い申し上げます。

日程第3 その他

町 長：次に日程第3のその他にさせていただきます。事務局含めて、その他何かありますでしょうか。

それでは、本日の予定しておりました総合教育会議の議事日程は全て終了いたしました。長時間に渡り、ありがとうございました。

【閉 会】 町長 午後5時00分 閉会宣言

令和6年6月26日

----- 印

----- 印